

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 8 回 (令和元年度第 5 回) 武蔵村山市子ども・子育て会議
開 催 日 時	令和元年 1 1 月 2 9 日 (金) 午後 2 時から午後 3 時 4 5 分まで
開 催 場 所	武蔵村山市役所 4 0 3 集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：佐々委員 (会長)、布田委員 (副会長)、志茂委員、大友委員、平見委員、大熊委員、齋藤委員 欠席者：乙幡委員、前川委員、比留間委員、田島委員、谷治委員 事務局：子ども育成課長、同課児童担当課長、同課主任、同課主事
議 題	1 計画素案について 2 武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画 (素案) に対する意見公募要領 (案) について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 : 一部確認の上、原案どおりとする。 議題 2 : 一部修正の上、原案どおりとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	<p>1 開会</p> <p>2 報告事項 第 7 回(令和元年度第 4 回)武蔵村山市子ども・子育て会議の会議結果について (事務局説明) 資料 1 を御覧いただきたい。 第 7 回会議については、本年 1 1 月 6 日午後 2 時からさくらホール会議室で開催した。議題は、「1 計画素案について」、「2 その他」であった。 内容としては、議題 1 については内容を一部修正の上原案のとおりとすること、次回の会議日程については 1 1 月 2 9 日(金)に開催することを確認した。 会議結果について、事務局からは以上である。 続いて、委員からの質問に対し、所管課に確認する必要があることから当日、回答できなかった事項が何点かあったため、この場で回答させていただく。 はじめに、会議録の 5 頁下から 1 1 行目を御覧いただきたい。 1 点目、地域みんなでまちづくり会議について、本年度は通知が届いておらず、今後、会議がどのようなになるのかとの御質問であった。 所管課である協働推進課に確認したところ、地域みんなでまちづくり会議については、これまで会議構成員も同一であり、会議自体が硬直化し、自由に意見を話せない等の委員からの意見を踏まえ、本年度から、誰もが気軽に参加し、気軽に話せる場として、会議構成員を特定せずに、自由に意見交換ができるよう、テーマごとに構成員を広げるとともに、市の若手職員も参画し、地域課題の共有やその解決策を考えていく場として運営していくとのことであった。 現在、一小地域みんなでまちづくり会議をモデルケースとして 2 回開催しているとのことである。 所管課としては、世代間交流を図り、地域の横のつながりに発展させていくことを目的として、運営していきたいとのことであった。 続いて、6 頁の上から 5 行目を御覧いただきたい。</p>

2点目、地域みんなでまちづくり会議において、防災マップを作成していることについて、安全対策と連動する内容であり、ハザードマップとの関係はどうなっているのかとの質問であった。

所管課である防災安全課に確認したところ、地域みんなでまちづくり会議において作成された防災マップについては、地域における危険箇所等について実際にまち歩きをし、作成されたものであり、市内全域を対象としたハザードマップとは直接の関連はないとのことであった。

続いて、8頁の上から3行目を御覧いただきたい。

3点目、子ども食堂の運営補助に係る補助要件に係る御質問であった。

所管課である子育て支援課に確認したところ、現在、子ども食堂は、市内4か所で実施されており、そのうち補助対象は3か所とのことである。補助要件としては、「原則、月に1回以上、定期的を実施すること」、「1回当たり10名以上参加できる規模で開催すること」、「常時責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること」のほか、「特定の政党又は政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと」等である。

続いて、10頁の下から17行目を御覧いただきたい。

4点目、「保育所等訪問支援」について、事業内容の「集団生活に適應するための訓練」は不適切ではないかという御意見であった。

所管課である障害福祉課に確認したところ、「保育所等訪問支援」については、児童福祉法第6条の2の2第6項における「保育所等訪問支援とは、入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。」を出典としているとのことであった。このため、「集団生活に適應するための訓練」という表現については修正しないが、所管課から修正文案が示されているため、後ほど議題の中で説明させていただく。

前回会議で保留となっていた回答については、以上である。

—質疑・応答—

(会 長) 今の説明は、本日配布された会議録に補足として書かれることになるか。

(事務局) 本日の会議録として次回御確認いただく会議録の中に記載させていただく。

3 議題

(1) 「計画素案について」(その1)

前回までの会議で、第1章から第4章までの審議が終了しているため、本日は「第5章 計画の推進」について御検討いただく。

それでは、資料2の119頁を御覧いただきたい。

第1節「推進体制の整備」である。

「1 計画の推進」では、全庁を挙げて施策を推進していくこと、関係機関との連携の下に、総合的な取組を図っていくことについて記載している。

「2 計画の進行管理」では、計画の進行状況について、定期的な調査・把握を行い、達成状況を点検・評価していくこと、各年度の実施状況については、武蔵村山市子ども・子育て会議において把握・点検していくことを記載している。

「3 計画の見直し」では、計画期間においても必要に応じて見

直しを行うことを記載している。

次に、120頁を御覧いただきたい。

第2節「市民との協働」である。

「1 市民との協働体制の推進」では、子どもに関わる民間団体等との連携も図りながら計画を推進することを記載している。

「2 計画の内容と実施状況の公表」では、本計画の内容を市報やホームページ等により、広く市民に周知することなどを記載している。

最後に、資料編である。

121頁以降において、武蔵村山市子ども・子育て会議に係る事項、武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会に係る事項、また、136頁には、「計画策定に向けた市民参加」として、昨年度、第二期計画策定に向け実施したアンケート調査の概要や、本年12月に実施予定のパブリック・コメントの概要、その後、用語解説を記載している。125頁の子ども・子育て会議委員名簿については、名前等に誤りがないか御確認いただきたい。

以上、「第5章 計画の推進」と資料編に係る説明は以上である。はじめに、ここまでの内容について、各委員の意見等をいただきたい。

—質疑・応答—

特になし。

(1) 「計画素案について」(その2)

続いて、第1章から第4章までの内容について御検討いただきたい。

第1章から第4章までの内容については、第4回から第7回までの会議で各委員から意見等をいただいているため、本日は、各会議の中で意見のあった事項をどのように素案に反映したかについて御確認いただきたい。

はじめに、資料4「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する質疑等及び回答」を御覧いただきたい。

こちらは、第4回から第7回までの会議で各委員からいただいた意見等を「質疑等の概要」と「市の考え方」として一覧にまとめたものである。一覧のうち、No.1～No.5のように、網掛けとなっている項目が、基本的に今回説明させていただく内容となる。No.27など網掛けとなっていない項目については、前回の会議で説明させていただいた内容となるため、今回は説明を省略させていただく。

いただいた意見等を踏まえ、素案の修正を行った内容については、表の「素案の修正の有無」の欄において丸印を付けている。

また、修正した内容が分かるように、資料2の素案においては、修正箇所にはゴシック、網掛けと下線で表記している。

また、素案の中で、文字が斜体、網掛けとなっている箇所があるが、そちらは誤植ではなく、庁内検討委員会で修正した箇所となる。

本日、その箇所の説明は、時間の関係上しないため御了承いただきたい。

また、資料4で、網掛けとなっているが、素案の修正を要しない

質問、例えば、No.5等については、市の考え方の欄に質問等に対する回答をさせていただいている。本日、時間の関係上、これらについても説明はしないが、後ほど、御確認いただきたい。

それでは、資料2の素案と併せて、資料4のNo.1から順に確認いただく。

資料2の目次を御覧いただきたい。また、資料4のNo.1についても併せて御覧いただきたい。

委員からの意見を踏まえ、第2章第2節と第3節の順序を入れ替え、「第一期計画の評価」の次に「アンケート（ニーズ調査）結果の要点及び課題」を位置付けている。

続いて、5頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.2についても併せて御覧いただきたい。

本計画の根拠法令となる「子ども・子育て関連3法」について、頁の下部に正式名称を記載している。

続いて、11頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.3についても併せて御覧いただきたい。

「1 人口、世帯」の(1)は、世帯数と平均世帯人員であったが、「人口の推移」の記載がなかったことから、新たに(1)総人口を追加している。

続いて、14頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.4についても併せて御覧いただきたい。

(3)「合計特殊出生率」のグラフについて、御意見を踏まえ、グラフの下に、新たに多摩26市の合計特殊出生率の表を行政順に追加掲載している。

続いて、16頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.6についても併せて御覧いただきたい。

(3)「外国人のいる世帯」について、主な地域が分かるよう本分中に「平成31年4月1日現在の本市の国籍・地域別外国人人口では、中国(599人)、フィリピン(356人)、ベトナム(254人)、韓国(152人)が多くなっています。」との記述を追加している。

続いて、17頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.7についても併せて御覧いただきたい。

第2節「第一期子ども・子育て支援事業計画」の評価について、第一期計画の取組と第二期計画に向けての課題が分かりやすくなるよう、見出しを設け、記述を分けている。

また、No.8の御意見を踏まえ、(1)「基本目標1 子育て家庭の支援」の第一期計画の取組について、第2段落の3行目は「児童」としていたが、「乳幼児」に改めている。

また、No.9の御意見を踏まえ、「多様な子育て支援サービスの提供体制を整備していく」とする記述を17頁の最終行のように、「多様な子育て支援サービスの提供体制を量と質の両面から整備していく」に改めている。

併せて、56頁を御覧いただきたい。「基本目標1 子育て家庭の支援」においても、同様に改めている。

続いて、18頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.10についても併せて御覧いただきたい。

1行目にアンケート調査結果として「7.5%」、「10.2%」

の表記があったが、こちらは第3節の中でも触れていることから、内容の重複を避けるため、表記を削除し文章の一部を改めている。また、同様に、20頁の(4)の「第二期計画に向けての課題」の1行目、21頁の(5)の「第二期計画に向けての課題」の3行目にもアンケート結果の数値があったが、これも削除し、文章の一部を改めている。

18頁にお戻りいただきたい。

資料4のNo.11からNo.13の御意見を踏まえ、(2)「基本目標2 母子の健康の確保と増進」の第一期計画の取組について、第2段落の2行目「平成28年度に子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」を開設し、」という表記に、5行目の「武蔵村山病院」を「市内の一般病院」という表記に、6行目の「小児二次救急診療が実施されました。」を「小児二次救急診療が開始されました。」という表記に改めている。

また、資料4のNo.14の御意見を踏まえ、(2)「基本目標2 母子の健康の確保と増進」の第二期計画に向けての課題について、上から3行目の後に、「また、近年全国で問題が顕在化している児童虐待などの背景には、保護者の育児不安や親子の愛着形成が不足していることなどがあることも考えられます。」とする記述があったが、児童虐待の背景と愛着形成の不足は直接関連しないため、記述を削除している。

また、資料4のNo.15及びNo.16の御意見を踏まえ、「継続して」という表記を追加するとともに、表題の「母子の健康の確保と増進」とは直接関連しないことから、「また、乳児と保護者のふれあいの大切さを伝えるなど、子育てをしていく親自身の成長の過程を支援する必要があります。」とあった記述を削除している。

続いて、19頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.18についても併せて御覧いただきたい。

(3)「基本目標3 教育環境の整備」の第一期計画の取組について、4段落目「幼児教育を充実するため、」の次に「幼稚園の園庭を開放し未就園児の親子登園を推進するほか、」とする記述があったが、園庭開放と幼児教育の充実は直接関連しないため、記述を削除している。

また、資料4のNo.19及びNo.20の御意見を踏まえ、第二期計画に向けての課題について、2行目「一人ひとりの」の前にあった「今後も」とする記述を削除し、2段落目を「幼児教育については、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育の実施及び幼稚園・保育所等から小学校への円滑な移行のための連携や、」に改めている。

続いて、20頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.21についても併せて御覧いただきたい。

(4)「基本目標4 子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備」の第二期計画に向けての課題について、上から5行目に防災についての記述を追加している。

続いて、51頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.23についても併せて御覧いただきたい。

「5 アンケート（ニーズ調査）等に見る課題」において、(1)(2)の文章中「幼児期」とあるのを「乳幼児期」に改めるとともに、「お母さん」とあるのを「母親」に改めている。

続いて、52頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.24につ

いても併せて御覧いただきたい。

「地域資源を活用した子育て機能の充実」について、「地域資源」が何を指すものか分かりやすくするため、「ファミリー・サポート・センター、放課後子供教室、児童館等における市民の子育て支援活動など地域資源を活用した子育て機能の充実」に改めている。

続いて、55頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.25についても併せて御覧いただきたい。

第1節「計画の基本理念」について、本文中に「男女（父母）が共に子育てに関わっていく」とする記述があったが、性の多様性の観点から「子どもを育てる保護者たちが共に子育てに関わっていく」に改めている。

第2段落の2行目「市をあげて子どもの健全育成に取り組む」を「市をあげて子ども・子育て支援に取り組んでいく」に改めている。

また、第3段落「このことから、本計画においても、本市が今後とも変えることのない大切な考え方を示すものとして」とする記述があったが、「本計画においても、」に改めている。

続いて、59頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.26についても併せて御覧いただきたい。

施策の体系について、「5 特別な配慮が必要な子どもと家庭への取組の推進」について、誤解を与えないよう「特別な」を削除し、「配慮が必要な」に改めている。

続いて、78頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.38についても併せて御覧いただきたい。

項目番号46「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」について、意見を踏まえ、事業内容から「希望する人数の」とする記述を削除している。

また、No.39の意見となるが、項目番号46の次に47として「幼児教育無償化給付事業」があったが、こちらは、現行計画において「私立幼稚園就園奨励費補助金」として入園料及び保育料に対する補助を行う事業が、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い事業名を変更したものであった。

私立幼稚園に対する無償化の給付については、保護者に対する補助ではなく、施設に対する法定代理受領（個人給付を基礎としつつ、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設に対して給付する仕組み）の形を取ることとなったため、当該事業のみ差別化して取り上げる必要がなくなったことから、「幼児教育無償化給付事業」は削除している。

続いて、83頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.41についても併せて御覧いただきたい。

項目番号69「ブックスタート事業」について、意見を踏まえ、事業内容から「親子の愛着形成を目的に、」とする記述を削除している。

続いて、85頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.43についても併せて御覧いただきたい。

項目番号76「授業改善推進プランの作成・活用」について、教育委員会に確認したところ、指標は市学力調査と全国学力調査を比較したものではなく、市学力調査は全国でも広く実施されている調査であり、調査結果は、本市の平均正答率のほか、全国平均正答率

の期待値等も提供されているとのことである。このため、誤解を与えることのないよう、指標を「市学力・学習状況調査（中学校1年生全生徒）の国語の平均正答率と当該調査における全国平均正答率との相対比率」に改めている。

また、資料4のNo.45の意見を踏まえ、項目番号79「学校司書の配置と活用の推進」の事業内容を「言語力の育成を図る。」から「言語力の育成を図る機会を提供する。」に改めている。

続いて、89頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.52についても併せて御覧いただきたい。

項目番号101「幼児対象子育て支援事業」について、意見を踏まえ、事業内容から「その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、」を削除している。

また、96頁を御覧いただきたい。

項目番号136の次に、「幼稚園における園庭・園舎の開放」とする事業があったが、事業内容が重複するため、当該施策を項目番号101「幼児対象子育て支援事業」に統合するものとして削除し、項目番号101を再掲している。

続いて、90頁にお戻りいただきたい。また、資料4のNo.53についても併せて御覧いただきたい。

項目番号103「家庭教育講座」について、意見を踏まえ、事業内容を「保護者と子どもの基本的な信頼関係を形成する目的で」としていた記述を「保護者と子どもの学びの場として」に改めている。

続いて、91頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.55についても併せて御覧いただきたい。

項目番号108「図書館資料の充実」について、意見を踏まえ、事業内容を「知的好奇心の高揚を図る。」から「知的好奇心の高揚につながる資料等の展示や紹介に努める。」に改めている。

続いて、94頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.59についても併せて御覧いただきたい。

項目番号122「保護者・地域との連携による安全確保体制の確立」について、事業内容に「大規模災害等の発生時に」とする記述があったが、大規模災害時にのみ安全確保を行うように読みとれるのではないかとこの意見を踏まえ、誤解のないよう「災害発生時に、」に改めている。

続いて、98頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.61についても併せて御覧いただきたい。

「第5節 1 児童虐待の防止の推進」の本文中「児童虐待の芽を摘み、未然に防ぐ」とする記述があったが、意見を踏まえ、「児童虐待を未然に防ぐ」に改めている。

続いて、101頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.63についても併せて御覧いただきたい。

項目番号160「保育所等訪問支援」について、事業内容の「集団生活に適応するための訓練」は表現として適切ではないのではないかとこの意見をいただいた。こちらについては、先ほど報告事項の中でも説明したとおり、児童福祉法第6条の2の2第6項における「保育所等訪問支援とは、入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。」を出典と

していた。

なお、事業内容が分かりにくかったため、所管課と調整し、事業内容を「児童発達支援センター等の職員が保育所等を訪問し、障害のある児童に対する集団生活に適応するための訓練や施設職員に対する支援方法の指導等を行う。」に改めている。

続いて、102頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.64についても併せて御覧いただきたい。

項目番号165「保育所等巡回指導・相談事業」について、意見を踏まえ、事業内容を「発達障害を有すると思われる児童」から「配慮を要する児童」に改めている。

また、No.66についても併せて御覧いただきたい。

項目番号170「特別支援教室」について、意見を踏まえ、事業内容を「導入」から「設置」に改めている。

続いて、105頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.68についても併せて御覧いただきたい。

「2 年齢区分別の人口の推移と将来設計」については、当初、第一期計画と同様に、資料編においての掲載を考えていたが、推計人口については、教育・保育の量の見込み等に大きく関わる内容であることから、意見を踏まえ、第6節に掲載している。

続いて、112頁を御覧いただきたい。また、資料4のNo.71についても併せて御覧いただきたい。

(7)病児・病後児保育事業の実施の方針について、意見を踏まえ、所管課に確認して、事業内容を「市内の総合病院」から「市内の一般病院」に改めている。

資料4のNo.74及びNo.75については、会長との事前調整の中で資料編に関する意見として素案に反映させているため、説明を割愛させていただく。

次に、11月15日に開催された庁内検討委員会を経て、新たに追加となった事業について説明する。

素案の71頁を御覧いただきたい。

項目番号5「ベビーシッター利用支援事業」については、待機児童対策の一環として、保育所等に入所できるまでの間、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者の活用を図る事業として、令和2年度から実施予定の事業である。素案においては、「第二期計画に向けての課題」や「乳幼児期の教育・保育の実施の方針」において文章中で触れていたが、この度、事業として位置付けることとしている。

続いて、76頁を御覧いただきたい。

項目番号38「ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定」については、現在、同じく計画策定中の「第四次男女共同参画計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において具体的施策として位置付けられていることから、整合を図るため、新たに掲載している。

また、項目番号39「育児休業取得に向けての環境づくり」についても同様である。

続いて、93頁を御覧いただきたい。

項目番号114「キッズ・ゾーンの設定の推進」については、本

年5月、滋賀県大津市での保育園児の交通事故を受け、国から東京都を通じてスクール・ゾーンに準じたキッズ・ゾーンの設定の推進について情報提供があった。内容については、具体的な交通安全対策を検討すると記述しているが、現時点では未確定の部分が多いため、目標においても「検討」とさせていただく。

続いて、95頁を御覧いただきたい。

項目番号128「登下校路防犯カメラの管理・運用」については、児童の安全確保の強化を図るため、防犯カメラの適切な管理・運用を行うものである。平成28年度から設置を開始し、市内全小学校に設置されているため、新たに掲載している。

続いて、103頁を御覧いただきたい。

項目番号174「子育て情報アプリの外国語対応」については、現在運用している「安心子育て予防接種ナビ」の子育て関連情報の発信等の機能を持たせたアプリ化に合わせて、外国語対応を開始することから、新たに掲載している。

なお、対応言語については、母子手帳の外国語対応と併せて10か国語を予定している。

また、73頁を御覧いただきたい。項目番号174の追加に合わせて、項目番号19「子育て支援情報の提供」の事業内容に「子育て情報アプリ等」の記述を追加している。

最後に、資料4の9頁を御覧いただきたい。

No.31だが、第4章の基本計画に登載されている事業のうち、「新規」の記載のある事業については、最終的に、平成31年4月2日以降に開始した事業とする旨、回答させていただいていたが、現在、同じく計画策定中の「第四次男女共同参画計画」においては、現行計画に登載されていない事業で新たに策定する計画に登載する事業については、「新規」の位置付けをすることとしている。

このため、市が同時期に策定する計画で、「新規事業」の取扱いが異なることは好ましくないことから、本計画についても、第四次男女共同参画計画と同様に、現行計画に登載されていない事業で新たに第二期計画に登載する事業については、「新規」の位置付けをしたいと考えているため、御理解いただきたい。

また、素案については、本日がパブリック・コメント前の最後の会議となるため、内容については本日決定をいただき、本日いただいた修正意見や字句等の訂正については、会長、副会長及び事務局に一任をいただきたい。

事務局からの説明は以上である。

—質疑・応答—

(会長) 前回の素案に対して、分かりにくいところ等の指摘があり、各部署の確認等を経て今回のものとなったということである。前回の会議は欠席者も多かったが、その時の出席者の意見の反映が中心となっている。育児休業制度の関係など、これまでの質問や疑問が反映されて今回の176事業となっていると思う。

(会長) 前回の会議でも計画への反映内容の資料があり、今回の会議でもそのようにしてもらった。第一期計画策定後、法律改正などもあったが、基本理念に書かれているように武蔵村山市のあり方を事業として示している。そのようなか

	<p>たちで議論に応じてくれていると思う。第一期計画の後、点検評価し、課題を出して、各部署の確認など調整をしながらここまでできたと思える。</p> <p>(委員) 本日は児童相談所の委員がいらっしゃるの、意見をうかがいたい。</p> <p>(委員) 98頁の児童虐待の記載などありがたいと思う。説明にあった「児童虐待の芽を摘む」という表現を「児童虐待を未然に防ぐ」とした修正なども納得できた。これでよいと思う。また、養育家庭制度の推進、早期発見、早期対応などについても入れていただき、ありがたいと感じる。今年、里親体験発表会があり、武蔵村山市での発表会には若い夫婦も来てくれて大変うれしく感じた。子ども家庭支援センターも大変協力してくれた。今後の児童虐待防止にも寄与されることと思う。今後ともよろしく願い申し上げる。一つ、項目番号24「養育家庭制度の周知及び理解と協力の促進」で目標が「登録家庭数1家庭」というのは、控えめにという理由でのことか、何か根拠があつての「登録家庭数1家庭」であるのか。</p> <p>(事務局) 主管課と調整した結果「登録家庭数1家庭」という目標になった。</p> <p>(会長) なかなか難しいようである。令和6年までに1家庭でも確保、という経緯だったと思う。</p> <p>(会長) 子ども・子育て会議に児童相談所の方が入っている自治体はなかなかない。ありがたいことである。</p> <p>(会長) 前回会議で欠席された委員は、意見はあるか。</p> <p>(委員) 98頁、141番、児童虐待防止のネットワーク事業にある年4回の協議会とはどのような内容で、どのような参加者か。虐待の事例などが出てきて討論されているものか。</p> <p>(事務局) 保育園、幼稚園、警察、消防、児童相談所、教育委員会の関係者が集まる協議会である。具体的協議内容は今すぐには分からないが、必要であれば調べて後日お答えしたい。</p> <p>(会長) ここは現状年4回の開催を10回に増やすということである。</p> <p>(委員) 書かれていることはよい。71頁の「休日保育事業」は現状未実施が目標1か所となっている。今年度、実施に向けて動きがあったが、保育士不足などでできなかった。しかしニーズはある。できれば早めに実施したいのだが、実際、手をあげる事業者はありそうか。何らかの市のサポートがないと難しいかと思えるため質問したい。</p> <p>(事務局) 本年度の市長施政方針の中で開設への取組について発言があり、予算も計上している。今の委員の話で、市の支援も必要とのことであったが、なかなか進んでいない状況である。現在、民間の保育園1園で検討いただいております。11月いっぱいには本年度開設できるかどうかの回答をもらえることになっている。</p> <p>(会長) それぞれの委員の目で内容をみてもらい、多くの意見を事務局には出した。例えば、園庭開放中の保育士の責務に</p>
--	--

ついて、専門職として担える範囲で、そこまで（その時記載されていたような内容の対応まで）言えるのか、といった細かいところまで。あるいは、現場の状況と事業の記載内容がかけ離れているのではないか、事業内容そのものがよく分からないなど。こういった問合せに丁寧に答えてもらったが、会議の中で回答がなければその理由を次の会議の中で追及するなどしながらここまで内容を積み上げてきた。大変よくやってくれたと思う。

(委員) 子育て情報アプリはどうやって見ればいいのか。

(事務局) 103頁、174番の外国語対応は新規で、これから行うものとなる。73頁の19番、子育て支援情報の提供は、子育て情報アプリについてはこれから実施するものである。予防接種情報はネットからスケジュールを作って見られるものがあり、これを一体化してアプリ化しようと計画中である。アプリ自体は現在まだない。

(会長) 冊子の形での情報提供はあるか。

(事務局) それはある。

(会長) それらの内容がアプリで見られるようになるということか。

(事務局) そうなると聞いている。

(会長) 貧困問題、児童虐待などこれまでにでてきた新しい問題にも対応していこうとしてこの176事業ができていると思う。大変御苦労であった。

(会長) 資料3「廃止事業一覧」について。2番「青少年健全育成協力店指定制度」は廃止してしまうのか。3番「子どもの健全育成サポート事業」は計画記載の内容は現在実施しておらず、保育園の年長クラス対象にやってきたとなっているが、これを廃止すると青少年の健全育成はなくなってしまうのか。どこへ行ってしまうのか。

(会長) 20番「青少年健全育成講演会」は、事業の実績やニーズを勘案し廃止となっているが、この計画で扱う子どもたちは18歳までである。青少年の健全育成はなくなってしまうのか。今あげた3つ以外の廃止事業は他の事業への統合など理由も納得できるようになっているが、この3つの事業を廃止することについてはどうお考えかを聞きたい。

(委員) 主管課からこのように出されてきたものであろう。

(会長) これらはなくなってしまうのだろうか。今回の会議で承認とするならば、ここが気掛かりであった。

(事務局) 計画の中に登載する事業として、所管の各課に照会し、予算や実績から各課において廃止と判断されたものが上がってきた。それを受けて素案から削除しているものである。ただ今の3つの事業については、来年度の予算化は図られないのか、新たにそれを受ける事業はないのかなど再度所管課に確認させていただきたい。

(会長) もともと事業としてあったものが、その内容が消えてしまうことのないようにと気になったため、言わせていただいた。

(会長) 委員各位は、今回の素案について了承していただけるか。

(全委員)承認

(2) 「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する意見公募要領(案)について」

資料5を御覧いただきたい。

本計画素案については、より市民ニーズに即したものとし、素案に対する意見を広く市民等から募集するため、パブリック・コメントを実施することを予定している。

対象者は、「3 意見公募の対象者」に記載のとおり、1号から4号のとおりとしている。

素案の公表等は、「4 素案の公表の時期及び方法」に記載のとおり、本年12月12日(木)とし、市報及びホームページへの掲載のほか、市役所市政情報コーナーのほか各公共施設に素案を備え置き、御意見を聴取したいと考えている。

意見の募集期間等は、「5 意見の募集期間、意見書の配布期間及び方法」に記載のとおり、本年12月12日(木)から令和2年1月11日(土)までの約1か月を予定している。

2頁を御覧いただきたい。

提出方法であるが、意見書について、持参・郵送・ファクシミリのほか、ホームページ専用フォームから提出する方法としている。意見書は、資料に添付しているとおりである。

また、「8 提出された意見への対応」であるが、いただいた意見は、第二期計画の策定に当たり、十分に考慮することとし、提出者個人への個別の回答は行わないこととしている。

最後に、「9 意見公募結果の公表」であるが、提出された意見等は、氏名等は秘匿の上、結果を公表することとしている。

事務局からの説明は以上である。

—質疑・応答—

(会 長) この要綱の資料に沿って実施するということである。質問等はあるか。

(委 員) 意見の持参の場合、締切日の土曜日でも受け付けられるのか。

(事務局) 提出先が子ども育成課保育係となっているので、土曜日、日曜日は基本的には受けられない。

(会 長) メールは受けられるが、持参は受け取れないということになるか。土日は除く、と記載するか。

(委 員) 締切日を1月11日の土曜日にこだわる必要はあるのか。

(事務局) 同時期策定の男女共同参画計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の募集期間と合わせている。

(会 長) 男女共同参画計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略は持参の扱いはどうなのか。

(事務局) 第二期子ども・子育て支援事業計画と同じである。

(会 長) そうであれば、締切りを金曜日にしてはどうか。あるいは、持参の場合、土、日曜日は受け付けられないと記載を

	<p>してはどうか。それを加えるということで委員各位は了承いただけるか。</p> <p>(全委員)承認</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 「次回の会議日程について」 資料6を御覧いただきたい。 次回の会議日程については、候補日として年明けの1月24日(金)、27日(月)、28日(火)のいずれも午後2時からを予定している。 事務局としては、その後の「子ども・子育て会議から市長に対する答申」の日程の関係から、1月24日(金)にお願いしたい。</p> <p>○ 次回は令和2年1月24日(金)午後2時から武蔵村山市役所3階301会議室において開催となった。</p> <p>(会長) その他に質問御意見はあるか。 (委員) パブリック・コメントは過去にどのくらいの意見がきたか。 (事務局) 前回は1件だったと記憶している。 (会長) パソコン上で見るとなれば閲覧だけでも相当大変であろう。他に質問がなければこれで終了とする。</p> <p>(2) その他 特になし。</p> <p>5 閉会</p>
--	---

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 []	傍聴者： 0 人
-------------	---	----------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)
--------------	---

庶務担当課	健康福祉部 子ども育成課 (内線：182)
-------	-----------------------

(日本工業規格A列4番)